

飯田市国民保護計画の変更について

[変更の理由]

国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法に基づき、武力攻撃事態等において、武力攻撃からの国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されており、飯田市は平成19年3月に策定しています。

その後、国の基本指針変更、それに基づく長野県国民保護計画の変更などを踏まえ、飯田市国民保護計画の変更を行いました。

[主な変更内容]

(1) 法令改正等に伴う変更

①国民の保護に関する基本指針の変更

- ・協力は国民の自発的意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならないものとする。
- ・緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) が整備されたことから、これらを警報や避難の指示等の伝達に活用すること。
- ・安否情報の収集及び報告については、安否情報システムを用いること。
- ・避難訓練においては、様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとする。
- ・国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。
- ・大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、当該施設等に滞在する者等について、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

②災害対策基本法の改正

- ・災害時要援護者について、高齢者、障がい者等の災害時に配慮が必要な方が要配慮者、自力での避難が困難なため特に支援を要する方が避難行動要支援者と定義されたことによる用語の変更。
- ・市町村長は、平時から避難行動要支援者の名簿を作成し、管理し、避難支援に活用する。

(2) 市の現状との整合

①市組織の変更

- ・市の組織変更に基づき、対策本部の構成組織を変更するとともに、資料編から本編へ記載変更をした。

(3) その他の修正

①所管省庁の変更

- ・廃棄物処理 厚生省→環境省
- ・救援事務 厚生労働省→内閣府

②用語の変更

- ・障害者→障がい者